

第  
9回

# シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

今回は議決権制限株式について説明したいと思います。

## 議決権制限株式とは

議決権制限株式とは、株主総会における議決権の行使の全部または一部を制限する株式をいいます。

## 経営権対策に効果がある活用は

議決権制限株式を発行することにより、保有株式数と議決権との関係を分離することが可能です。先代経営者が生前に「後継者には議決権付株式（普通株式）を相続させ、後継者以外の相続人には議決権に制限のついた株式を相続させる」との遺言書を作成します。

その後先代経営者に相続が発生すると、後継者にのみ議決権株式が相続され、後継者は経営権の確保を図ることが可能となります。

この様に経営的な意思決定の権利を持つ議決権をコントロールすることにより、財産権を損なうことなく経営権の承継が可能です。

下記は、会社が甲種類株式（無議決権株式）を発行している場合の定款例です。

### （甲種類株式）

第〇条 甲種類株式を有する株主（以下「甲種類株主」という。）は、株主総会にて議決権を有しない。

## 活用上の注意点

議決権制限株式の数に制限はありません。（非公開会社）

旧商法では、株式譲渡制限会社は、議決権制限株式の総数が発行済株式の2分の1を超えることはできないという規制があったため、最低でも株式の50%以上を承継しない限り、経営権の確保はできず、経営権（議決権）と財産権は一定の制約で紐付いていました。会社法では、この制限が撤廃されており、経営権（議決権）と財産権の完全な分離が可能になっています。

例えば、普通株式1株、無議決権株式999株も可能ということになります。